

# 下水道土木工事共通仕様書(案) の策定について

国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設システム課研究官

なかすじ やすゆき  
中筋 康之

## 1 はじめに

国土交通省から全国の都道府県，政令指定都市，および関係公団・事業団に対して，平成14年7月，「下水道土木工事共通仕様書（案）」の発刊について通達され，試行版として運用されることになりました。国土交通省が下水道関係工種を網羅した工事共通仕様書を策定したのは今回が初めてとなります。ここでは，その概要について紹介します。

## 2 策定の背景・目的

下水道事業は，事業主体が都道府県・市町村であることから，従来各自治体がそれぞれ個別に工事共通仕様書を整備してきました。そのため，各自治体間で統一がとられておらず，また，すべての工種を整備できていない自治体も多く，図1に示すように，最も標準的な工種である「管きょ工（開削）」でも70％程度の整備率であり，その他の工種については，整備できていない自治体が多数あります。それら未整備の自治体では，すでに整備されている他の自治体の共通仕様書を参考にしながら，特記仕様書等を作成することで対応しているところが多く，自治体にとって，仕様書

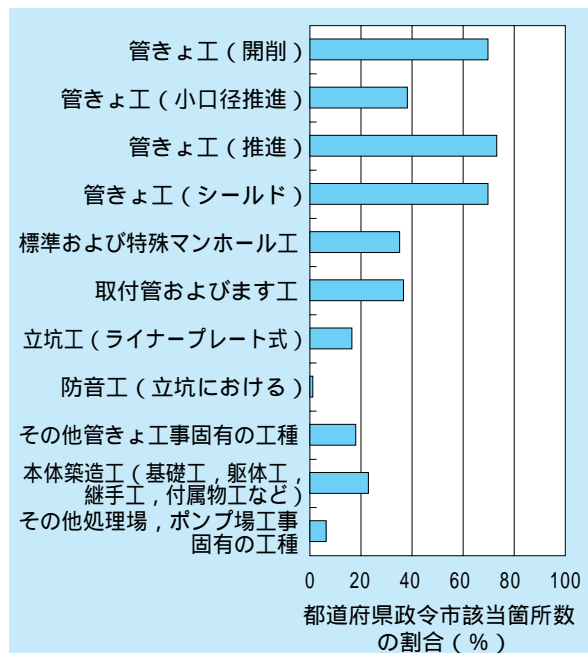
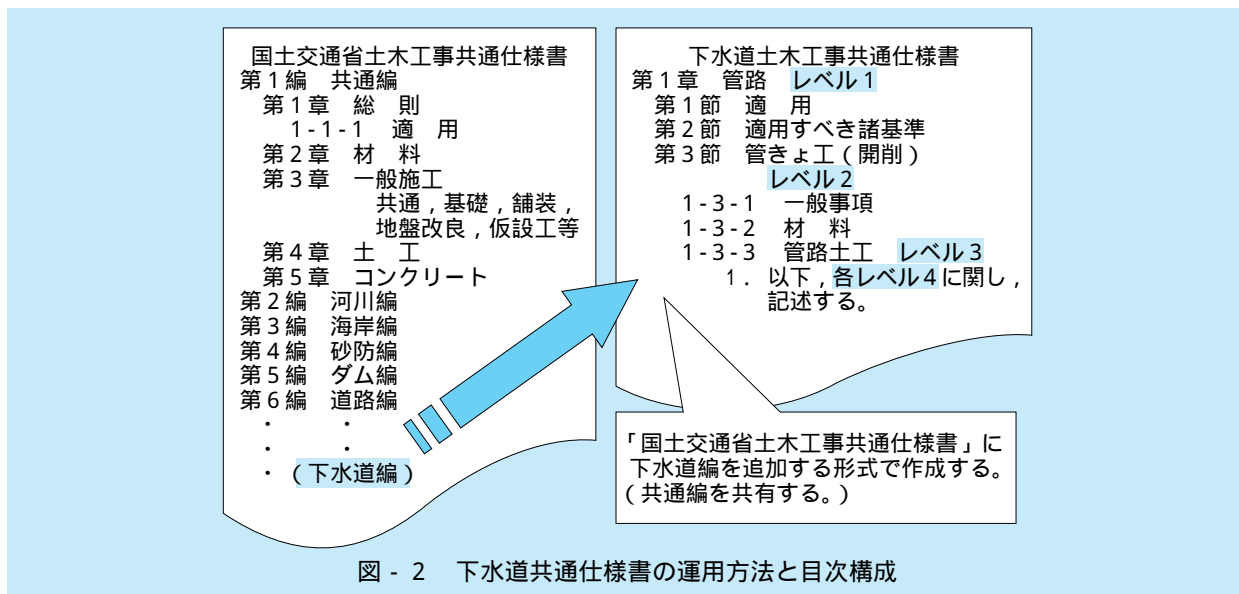


図1 下水道土木工事共通仕様書の整備状況（平成11年度現在）

の作成業務はかなりの負担になっています。そこで国土交通省は，各自治体のそれら負担の軽減と統一を図るため，「下水道土木工事共通仕様書（案）」を策定しました。また，国土交通省では，新土木工事積算大系の整備を進めており，下水道分野においてはこれまで，下水道工事工種の体系化，大系用語定義集の作成，積算基準書の体系化が実施・運用され，工事共通仕様書もその一環として今回体系化されました。



### 3 構成

#### (1) 活用形態を考慮した編集

策定後の下水道土木工事共通仕様書が、地方自治体において活用される形態には、①一般土木の共通仕様書に下水道編として追加する方法、②下水道土木工事共通仕様書として独自に用いる方法が考えられますが、今回、下水道土木工事共通仕様書の整備に当たっては、策定後の活用形態を踏まえて、下水道事業で行われる工事には一般土木分野の工種（例えば、土工、土留工、舗装等の付帯工等）も多くある点や、「国土交通省土木工事共通仕様書」が地方自治体に広く利用されていることなどを考慮し、「国土交通省土木工事共通仕様書」の下水道編として下水道固有の工種と国土交通省仕様書に記載されていない工種（推進工種など）を追加整備する形で、作成しました（図2）。

また、下水道工事共通仕様書が独自に使用される場合を考慮し、「国土交通省土木工事共通仕様書」の共通編のみを参照すれば、運用が可能な形態としました。

#### (2) 「国土交通省土木工事共通仕様書」編集方針に準拠

すでに整備が終わっている一般土木分野（河川、道路等）の共通仕様書は、工事工種体系のレ

ベル1～4の階層構成に合わせた編・章・節等の目次構成により、各体系レベルの仕様・品質が明確に明示できる形となっているため、下水道分野も基本的に同じ構成で編集しました。

編集にあたり、レベル3ごとに記述する項目内の文章数が大量にある種別がいくつか生じたため、使用者の利便性、策定後の維持管理の容易化、重複記述の回避などを目的として、特定の種別においてレベル4（細別）、施工手順等を参考にして項目内の細分化を図りました（図3）。

### 4 記述上の留意点

今回体系化した共通仕様書を作成する際、以下の点について特に留意し記述しました（表1参照）。

#### (1) 契約上の監督職員・請負者権限の明確化

工事仕様書は工事目的物の品質に係わる規定を記述したのですが、それと同時に契約上の監督職員・請負者権限、および契約条件の明確化を図らなければなりません。本仕様書の作成に当たっては、「国土交通省土木工事共通仕様書」に準じ、「指示」「承諾」「提出」等の行為を明確にするとともに、「設計図書」「契約図書」に記述されるべき工事仕様については、「...は、設計図書による」等の表現により、仕様の明確化を図りました。

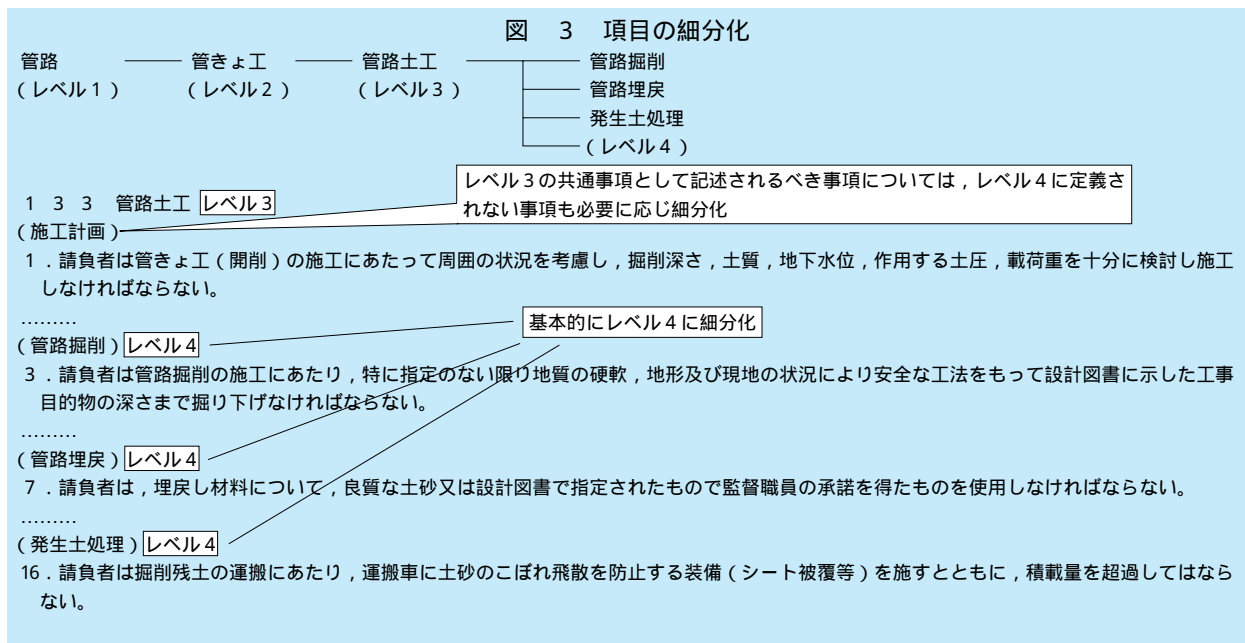


表 1 地方自治体における下水道工事仕様書の現状の問題点と本仕様書の記述例

記述方針	基本方針	地方自治体における記載例	本仕様書における記述
契約上の各者権限の明確化	監督職員（主任監督員、監督員等）の権限を明確にし、設計図書の記述の明確化、監督職員と受注者間の「指示」「承諾」「協議」等の行為を明確にする。	「請負者は、埋戻しの土質は工事に適合したものを使用しなければならない」	この仕様書では、埋戻し材料の決定に際し、その根拠となる仕様、及び行為が明確ではなく、以下のように修正する。「...良質な土砂又は設計図書で指定されたもので監督職員の承諾を得たものを使用しなければならない」
品質確保に係わらない行為の施工任意性の確保	工事目的物となる工種の品質に係わる施工方法を除き、受注者の施工任意性を確保するため仕様書での作業方法に関する記述はしない。	「たて込み簡易土留機材の引き抜きはトラッククレーン等で施工しなければならない」	仮設構造物であるたて込み簡易土留に関し、トラッククレーン等での施工を義務づけることは施工任意性を阻害するため、削除する。また、本項目は工事目的物の品質に影響を及ぼさない。

(2) 品質確保に係わらない行為の施工任意性の確保

契約書において、一般的に、仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段は請負者がその責任において定めるものとされていますが、地方自治体の仕様書では、仮設構造物に関し施工方法・使用機械等を規定している例がみられます。本仕様書の作成では、このような条項は請負者の施工任意性を著しく阻害するため、記述しないこととしました。ただし、工事目的物の施工方法に関し、その行為自体が品質を確保するための手段である場合は、その施工方法についても記述しています。

今回策定した「下水道土木工事共通仕様書（案）」は、試行版として運用するもので、今後は本格施行に向けてさらに精度を上げていく予定です。また、各自治体ですでに整備されている工事共通仕様書等を否定するものではなく、今後各自治体が下水道積算・契約システムを整備・改善する際の一つの参考として提示するものです。下水道の整備が大都市から中小市町村に展開されている昨今、それらの市町村にとって積算・契約実務体系を新たに整備することは大きな負担となっており、共通仕様書を含め、国土交通省が整備を進めている新土木工事積算大系は、その負担の軽減と円滑な大系整備に活用できるものと思われます。今後は引き続きその一環として、施工管理基準の策定と、数量算出要領、数量集計表様式の整備を順次実施していく予定です。



5 おわりに